

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年1月9日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年1月9日(木)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

| | |
|-----|---|
| 会 長 | 中西 久雄 |
| 委 員 | 丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、 岡嶋 祐之、久門 廣美林 秀一、村上 治、小林 克重、 西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明 |

2 本日の欠席委員

なし

3 本日の事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 渡邊 卓嗣 |
| 事務局長代理 | 森 大和 |
| 事務局書記 | 久保 光希 |
| 事務局書記 | 衣笠 航平 |

4 本日の議案

| | |
|---------------|--|
| 日程第1 [議案第57号] | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 |
| 日程第2 [議案第58号] | 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件 |
| 日程第3 [議案第59号] | 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件 |
| 日程第4 [議案第60号] | 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の 証明書交付報告の件 |

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、南野 靖博委員と西川 一也委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第57号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第57号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。
今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。
番号1と2は関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。
番号1、2の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原12-1、12-2、12-3は田原駐在所の南側付近で、現況はスクリーンのとおりです。
今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第58号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第58号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
大字下田原1118-1は下田原集会所の北東側付近です。現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は露天資材置場です。
被設定人は建築業を営んでおり、申請地から約150mの距離にある現在の資材置場が、受注増加に伴い収容量を超過したため、近接する申請地を資材置場として転用するものです。
設置物は4tトラック2台、足場資材(単管、歩板、鋼管、合板等約400㎡)

となります。

今回の申請は、農地法施行規則第46条により、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と考えられます。

12月26日(木)午後2時から地区農業委員の丸石代理、片下委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

この場所は、国道から出入りするの。また土は盛るの。

事務局書記

出入りは市道からの予定です。また、盛土切土は予定をしておりません。

林委員

市道からであれば、盛土はほとんどしなくてよさそうですね。

議長

他になにかご意見等はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3

議案第59号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長

議案第59号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No3、No4、No5をご覧ください。

大字下田原62-1、62-2、73は飯盛霊園の東側付近、大字下田原146-1は法元寺の北西側付近、大字下田原265-1は下田原ポンプ場の東側付近でございます。

現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

この場所はほ場整備の区域のところですよね。

丸石代理

はい、区域内です。

林委員

わかりました。

議長

他になにかご意見等はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第60号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が認定農業者に対して貸し付けた場合でも引き続き相続税の納税猶予を受けられるために特定貸付を継続しているかを確認し、証明するものです。
大字下田原62-1、62-2、73は飯盛霊園の東側付近、大字下田原146-1は法元寺の北西側付近、大字下田原265-1は下田原ポンプ場の東側付近でございます。
貸付期間は令和5年11月1日から令和22年10月31日の17年間となっており、現時点においても貸付は継続しているため証明書を交付いたしました。

議長

事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員
丸石代理
土井委員
事務局書記

これは、上田さんのところへ貸付するやつですよ。
中間管理機構へ貸付するものです。
ほ場整備に関連する手続きなのか。貸付権者は誰になるのか。
ほ場整備に絡む手続きとなります。丸石代理のご説明のとおり、中間管理機構を経由し、下田原ファーム合同会社が貸借します。

土井委員
議長
全委員
議長

わかりました。
他になにかご意見等はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記